

なごや暮らしのあんしん情報

●わたしはこのセリフで！ だまされました！！

悪質電話で被害にあったお年寄りが騙されたキーワードと手口を愛知県警察本部で聞いてきました。(情報提供:愛知県警察本部生活安全総務課)



「あなたは逮捕される！」「名義を貸してほしい」

固定電話に証券会社をかたる者から社債や未公開株を購入するため、「**名義を貸してほしい**」と電話があった。数日後、同じ証券会社をかたる者から再度電話が入り、「金融庁の監査が入ることになった。名義貸しは犯罪行為なので、見つかると**あなたは逮捕される**。現金を送って実際の取引があるように見せかけられれば逮捕されない。監査が終わったら返金する」など言われ、不安になり、言われるままに宅配便で現金を送付してしまった。



このような手口では、**弁護士費用**や**和解費用**など様々な理由をつけて、**繰り返し、何度も、多額の現金を要求**してきます。

最近では、郵便局をかたり音声ガイダンスを操作させる手口も報告されています。キーワードに注意して絶対にだまされないでください。

なお、常日頃から電話を留守電にしておくことをお勧めします。

●最近、還付金等詐欺被害が多発しています

市役所をかたり「医療費の還付金がある」と電話をかけ、その後金融機関のコールセンターをかたり、無人ATMへ誘導し、ATMを操作させて現金を送金させる還付金等詐欺が多発しています。

キーワードは**「還付金」「ATM」**です。



ATMの操作で還付金の手続きを行うことは絶対にありません。

見守り 新鮮情報

振込用紙とともにまた
健康食品が送られてきたため、驚いて業者に連絡をしたところ「期日までに**断りの電話がなかった**ので、**定期購入**になっている」と言われた。定期購入を申し込んだ覚えはない。
(60歳代 男性)

新聞広告を見て健康食品を電話で注文

した。数日後代引きで届き、代金を支払い受け取った。1カ月後に**同じ商品**が届いたが、請求書もなかったので**無料だと思い**、飲んでしまった。さらに1カ月後、6千円の



通信販売…いつの間にか 定期購入になっていた

ひとこと助言



●通信販売で、広告を見て1回限りの購入だと思って申し込んで、定期的に商品を購入することになってしまうケースがあります。

●通信販売を利用する際は、商品の特徴や価格だけでなく、購入や返品の条件、送られてきた商品に同封された書類などについてもしっかり確認しましょう。

●困ったときは、名古屋市消費生活センターにご相談ください。

発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎 玄

2014年6月26日



おかしいなと
思つたら相談を！

おかしいなと思ったら、一人で悩まず、名古屋市消費生活センターへご相談ください。相談は無料(秘密厳守)となっています。



マスコットキャラクター
コアラのハッピー

名古屋市消費生活センター

☎ 052-222-9671

☎ 052-222-9690

月曜～金曜日
午前9:00～午後4:15

土曜・日曜日
午前9:00～午後4:15